

加工用米の販売等に関する契約書

(農業者) 美里 太郎 (以下「甲」という。)と(需要者等) 美里 花子 (以下「乙」という。)は、甲が生産する 年 年産の加工用米について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、令和 7 年産の加工用米 2.146 トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、令和 7 年 12 月 31 日までに引き渡すものとする。

種類: うるち米 もち米 酿造用

品位: 以上の品位 定めない

引渡時の態様: 玄米 精米 もみ その他()

販売契約数量: 2.146 実kg

販売価格: 〇〇 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた全てを、飼育する家畜の飼料用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

- ① 飼料用米の基準及び確認方法は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること。

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり 〇〇〇〇 円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり 〇〇〇〇 円の違約金を甲に支払う。

4 その他

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を農政局及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

令和 7 年 4 月 28 日

甲 住 所: 美里町大字阿那志〇〇

氏 名: 美里 太郎

電話番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

乙 住 所: 美里町大字小茂田〇〇

氏 名: 美里 花子

電話番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即したものとすること。

2 販売契約数量は、WCS用稻、青刈り稻・わら専用稻については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。